

令和5年9月22日

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等 に対する意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申

－新方式グローバルスターシステムへの対応－

総務省は、新方式のグローバルスターシステムに対応するため、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等について、令和5年7月20日（木）から同年8月23日（水）までの間、意見募集を行いました。その結果、3件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえた上で、当該省令案等のうち電波法（昭和25年法律第131号）に基づく諮問事項について、電波監理審議会（会長：笹瀬 巖 慶應義塾大学名誉教授）に諮問し、原案のとおりとすることが適当である旨の答申を受けました。

総務省は、今後、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

1 概要

衛星電話等で利用されているグローバルスターシステムの無線設備について、これまで我が国においては符号分割多元接続方式を用いてきたところ、海外ではシングルキャリア周波数分割多元接続方式も用いられています。また、海外ではシングルキャリア周波数分割多元接続方式のグローバルスターシステムを携帯電話と同一の筐体に組み込んで利用する例があり、我が国においても同様の利用が想定されます。

総務省では、新方式（シングルキャリア周波数分割多元接続方式）のグローバルスターシステムに対応するため、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等について、令和5年7月20日（木）から同年8月23日（水）までの間、意見募集を実施しました。

2 意見募集の結果

提出された意見及び総務省の考え方は、別紙のとおりです。

3 電波監理審議会からの答申

意見募集の結果を踏まえ、当該省令案について、電波監理審議会（会長：笹瀬 巖 慶應義塾大学名誉教授）に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

4 今後の予定

総務省は、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定です。

【関係報道資料】

・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集
－新方式グローバルスターシステムへの対応－（令和5年7月19日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000251.html

連絡先：

【省令改正案以外】

総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課

担 当：原課長補佐、田中衛星事業係長

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館

電 話：03-5253-5901

E-mail：eisei-jigyo_atmark_soumu.go.jp

【省令改正案】

総合通信基盤局 電波部 電波環境課認証推進室

担 当：齊藤課長補佐、河合基準認証係長

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館

電 話：03-5253-5908

E-mail：kijunninshou_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。